

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 日南市水道事業

事業名	末端給水事業(上水道事業)		
事業開始年月日	大正10年3月16日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	日南市	職員数 (H23. 4. 1現在)	22
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	69.7 (21年度)	財政力指数	0.382 (21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	— (年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率(%)	96.3 (21年度)	実質公債費比率(%)	17.0 (22年度)
		将来負担比率(%)	143.4 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]
 合併期日 平成21年3月30日 合併前市町村 旧日南市 旧南郷町

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	上水道経営健全化計画
計画期間	H19～H27
計画策定責任者	日南市長 谷口義幸
既存計画との関係	集中改革プランとの連動
公表の方法等	ホームページ
基本方針	経営の効率化を図る

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	147,203.1	77,514.3	126,419.5	351,136.8
	補償金免除額	25,372.1	19,715.4	37,373.9	82,461.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		16,122.3		16,122.3

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を当該欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債	147,203	77,514	126,419	351,136
合 計 (A)		147,203	77,514	126,419	351,136
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		147,203	77,514	12,419	351,136

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6.3%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6.3%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債		18,240		18,240
合 計 (A)			18,240		18,240
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			18,240		18,240

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>上水道事業は、日南地域では、酒谷川、広渡川を水源に、山間部、山地海岸部を除いた区域に、南郷地域では、湯上川、榎原川を水源に、大島を除いた区域に水道水の供給を行っています。</p> <p>経営の状況につきましては、人口減少、節水型社会への変化等から給水量、給水収益とも年々減少しており、今後も減少傾向となると予想されます。また、維持管理費は、施設の老朽化、社会情勢の困惑からの安全性の確保、経済情勢の激変による物価の変動等から、増加をしてきています。そして、合併による施設の統廃合整備、配水管の布設替え、耐震整備による建設、簡易水道統合などその投資資金は多額であり、今後、財源不足も懸念されます。今回、資金確保をしていくため、平成23年4月から料金改定を行いました。</p> <p>H22の決算では、給水収益は828百万で前年度より5百万円の減（前年比△0.6%減）、経常費用は886百万円で前年度より46百万円の増（前年比5.5%増）、経常収支比率は96.6%（前年比△6.6%減）でした。そして、純損失は31百万円（剰余金で充当）でした。また、建設改良費は243百万円（管網整備、施設整備（中央監視装置等））となり、企業債、内部留保資金により充当しました。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の適正化</p> <p>給水需用予測、設備投資計画、経費抑制等を十分に考慮し、適正な水道料金の確保に努める。このことを踏まえ、平成23年4月から料金改定を行ったが、今後、経営状況の把握、分析、中期計画の見直しを行い、適正な料金水準の確保に努めていく。</p>
	<p>課 題 ② 民間的経営手法の導入</p> <p>現在、浄水場運転管理業務、検針業務、集金業務、配水管修繕業務などを委託しているが、再度の業務内容見直しや新たな業務委託の検討をしていく。</p>
	<p>課 題 ③ 利用者サービスの向上</p> <p>安全・安定的な水道水の供給を行うため、施設の運転・点検・管理業務の強化充実を図る。また、閉開栓や給水施設の修繕受付業務の整備、料金支払い方法の見直しを行う。また、窓口サービスの一本化を検討する。</p>
	<p>課 題 ④ 設備投資計画の見直し</p> <p>合併による施設の統廃合、施設の耐震化、簡易水道の統合など設備投資に多額な資金が必要である。工事箇所の選定を行っていく。また、工事設計費の見直しも行う。</p>
	<p>課 題 ⑤ 組織体制の見直し</p> <p>H21の合併から組織が大きくなったため、事務業務の見直しを行い、事務業務の効率化を図っていく。また、職員定数を含めた組織体制の強化を図っていく。必要な場合は、組織体制見直しを行う。</p>
留意事項	多様な研修機会を与え、人材育成に取り組む

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (%)		-	108.4	100.1	94.3	106.1	104.0	102.3	99.5	99.3
資本費 (円又は%)		-	69.8	69.7	82.4	85.6	86.8	88.4	90.9	91.5
総収支比率(法適用) (%)		110.6	110.5	103.1	96.5	108.7	107.8	106.5	103.2	102.8
経常収支比率(法適用) (%)		110.8	110.8	103.2	96.6	108.7	107.8	106.5	103.2	102.8
営業収支比率(法適用) (%)		136.4	134.6	124.9	115.6	129.7	126.6	123.9	119.6	118.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分 (%)		0.3	0.2	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準内繰入金 (%)		0.3	0.2	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準外繰入金 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)		2.0	1.1	1.5	4.7	1.7	1.6	2.9	1.7
	うち基準内繰入金 (%)		1.6	0.9	1.2	4.2	1.5	1.4	2.4	1.4
	うち基準外繰入金 (%)		0.4	0.2	0.2	0.5	0.2	0.3	0.5	0.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水人口減少、節水型社会への変化等から、年々1%から1.5%の料金収入の減少を見込む。 平成23年度に料金改定を行い、改定率を17.8%とした。（合併から料金改定時期が予定よりも2年経過してきていることや浄水場の更新等水道施設の整備が集中し、減価償却費が大きく増加したことにより、利益率を下げずに、今後の維持管理費や施設整備のための資金を確保するため、予定改定率10.0%が17.8%にアップとなった。） 未収金徴収対策については、督促状の発送、夜間徴収、滞納悪質者への停水処分を行う。（H22 徴収率97.6%）
2 他会計繰入金の見込み	消火栓設置負担金、水道統合による元利償還金とする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の耐震整備、簡易水道統合計画による設備投資を行う。 資産については、旧中継貯水槽用地が遊休地であるが、山林にあり、道も狭く、利用価値がない状態であるため、売却、賃借をするには、整備が必要となり、収入に結びつけることが難しい。その他には遊休地なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	施設の耐震整備、簡易水道統合計画による設備投資費(建設改良費)を含め収支計画を立てた。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	⑤	合併後の平成22年3月に策定した「市政創造計画(第一次日南市行財政改革大綱)」において、平成26年度までに職員数を72人削減(全職員)、また、「定員適正化計画」において、合併10年後の職員数を類似団体の平均にすることを掲げた。職員の適正な年齢構成等を考慮しながら、新規採用者を抑制することにより職員数の削減に取り組んでいく。 職員数:平成21年度 765人→平成23年度 755人 水道事業では合併に伴い1名の削減となり、合併によりH21から21名で推移する。(H20まで 旧日南市 17名 旧南郷町 5名 H21から1名の減)
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	⑤	国家公務員にあわせた、俸給表の見直しを行った。(職務内容による俸給表) H18.4.1より地域手当については、該当しない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	⑤	対象職員なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	⑤	退職時特別昇給については、H17.4.1廃止 特殊勤務手当、停水手当については、H12.4.1廃止 地域手当、年末年始手当については、存在なし
◇ 福利厚生事業のあり方	⑤	市町村共済組合により決定し、負担している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②, ④	飼肥浄水場施設の更新により電気計装機能の高度化から電気の省力化となり、動力費が縮減された。(H22 4百万円減) 上下水道工事、道路工事等との同時発注により効率的な工事コストの削減を行う。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	転居時の開閉栓・料金精算業務の委託の検討 給水管、配水管の修繕業務委託の見直し 浄水場運転管理委託の内容見直し(軽微修繕の追加等)及び複数年契約の検討 有収率向上のための漏水調査委託の検討

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	利用者負担の公平性を基本原則に、給水需用予測、施設計画を前提とし、営業費用、資本費用をもって適正な原価とする。料金算定期間として3年～5年とし、方法は総括原価方式により行う。料金設定が激増とならないよう抑制をしつつ、平成23年度に料金改定を行った。今後の料金のあり方について今回、料金算定期間を5年で設定したが、毎年、決算により経営の分析を行い、中期計画(事業計画)を定期的に見直していく。また、定期的に経営検討委員会等を開いていき、適正な料金水準を確保する。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	③	決算については、HP、広報誌による情報公開を行っている。
○ 行政評価の導入	①、③	公営企業においては現在のところ行政評価の導入は検討していない。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	2系の1係統合により事務業務の効率化が図れるため1名の減により年間6百万円の削減となった。 給与表の改定から旧給与表と新給与表との差額により給料、期末勤勉手当等を算定し、年間2百万円の削減とした。 合併による組織再編から平成21年度より1名(管理職級)の減となり年間8百万円の削減となった。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成23年度の料金改定により、年間141百万円の収入増加を見込んでいる。また、収入を確保し経費の抑制に努めつつ、欠損金をださないようにする
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今後も収入の確保・経費の抑制に努めつつ、一般会計からの基準外繰入金を出さないようにする。
4 その他	糞肥浄水場施設の更新事業完了により電気計装設備の機能が高度化し、電気の省力化となったため、動力費が平成22年度に4百万円の削減となった。 集金業務の地区組合への報奨金の廃止、動力電気契約の見直し。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在 高		5,374	5,797	5,779	5,743	5,694						
		延長計画の目標値		5,348	5,563	5,754	5,693	5,630		5,579	5,522	5,443	5,345	

当初 計画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	【収入の確保】														
	料金改定率							10							
	改善効果額 (料金の適正化)							82	82						
	未収金の徴収対策														
	改善効果額														
	一般会計負担金の額														
	改善効果額 (負担金の確保等)														
	資産の有効活用														
	改善効果額 (収入増額)														
	その他 ()														
	改善効果額														
	【経費の削減】														
	職員給与費の適正化														
	職員給与費 (退職手当以外)		150	143	144	132	133	151							
	改善効果額			8	8	8	16	16	64						
	給与水準		109	97	97	132	133	111							
	改善効果額			2	2	2	2	2	10						
	その他 (職員の減による)		150	143	143	132	133	151							
	改善効果額			6	6	6	14	14	54						
	維持管理費等		92	94	94	93	93	93							
改善効果額 (適正化)			3	3	3	8	8	25							
工事コスト															
改善効果額 (縮減額)															
その他 (償還利息)			51	44	32	29	27								
改善効果額			2	3	2	2	9								
当初計画改善効果額 合計									180						
(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									28						

延長 計画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	【収入の確保】							7.8							
	料金改定率							59		56	54	52	49	270	
	改善効果額 (料金の適正化)														
	未収金の徴収対策														
	改善効果額														
	一般会計負担金の額														
	改善効果額 (負担金の確保等)														
	資産の有効活用														
	改善効果額 (収入増額)														
	その他 ()														
	改善効果額														
	【経費の削減】														
	職員給与費の適正化														
	職員給与費 (退職手当以外)														
	改善効果額														
	給与水準														
	改善効果額														
	その他 ()														
	改善効果額														
	維持管理費等														
改善効果額 (適正化)															
工事コスト															
改善効果額 (縮減額)															
その他 ()															
改善効果額															

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	270
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A+B+C	270
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	83

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)		51	50	50	50	49	49	48	48	47
年間総有収水量 (千m ³)		6,354.77	6,213.23	6,245.52	6,208.85	6,084.67	5,962.98	5,843.72	5,726.85	5,612.31
公称施設能力 (m ³ /日)		—	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400
1日最大配水量 (m ³ /日)		—	27,545	24,995	26,416	24,498	24,253	24,010	23,770	23,533
最大稼働率 (%)		—	87.7	79.6	84.1	78	77.2	76.5	75.7	74.9
供給単価 (円/m ³)		—	141.35	133.42	133.4	154.41	154.39	154.37	154.36	154.34
給水原価 (円/m ³)		—	130.4	133.25	141.5	145.58	148.42	150.89	155.19	155.43

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

